

カラー複合機納入に伴う入札について

令和3年3月8日

(一社)鳥取市観光コンベンション協会

下記のとおり入札を行いますので、お知らせします。

1 入札に付する事項

業務名 カラー複合機納入設置及び保守業務並びに現行機撤去業務
業務内容 仕様書のとおり

2 入札参加資格

- (1) 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の正会員であること。
- (2) 契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 不正行為等により入札への参加制限を受けていない者であること。
- (4) 令和2年度一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の正会員であること。

3 提出書類及び提出先

- (1) 提出書類 入札書、仕様比較表及び仕様比較表に記載の予定機器仕様を確認できる資料
- (2) 提出先 本協会事務局（持参又は郵送）

4 提出期限

令和3年3月12日（金）午後5時必着

5 提出に係る事項

- (1) 本業務記載の入札書及び仕様比較表は、指定のもの以外は認められません。
入札書には、保守料(A)、保守料(B)、機器代(C)及び合計を記載すること。
仕様比較表には、入札予定機器仕様を記載すること。
※入札書及び仕様比較表はホームページからダウンロードできます。
- (2) 書類の作成及び郵送等にかかる経費については、入札者の負担とします。
- (3) 提出書類は、長形3号程度の封筒に入れて必ず糊等で封をして提出願います。
- (4) 封筒には入札の業務名を記入して提出願います。

6 結果発表

令和3年3月12日（金）を予定とする。

- (1) 公表については、原則開札以降速やかにホームページ上に落札業者のみを入札結果として掲載します。なお、入札参加者名及び落札金額は公表致しません。

7 お問い合わせ

物産振興課（担当：谷岡） TEL：0857-36-3767

仕様書

- 1 業務名 カラー複合機納入設置及び保守業務並びに現行機撤去業務
- 2 概要 本協会の運営する鳥取市ふるさと物産館で現在使用しているカラー複合機（以下、現行機という。）のリース契約が3月31日で期間満了を迎え、リースを終了する。リースの終了にあたり現行機を撤去処分し、現行機と入れ替えて新規の複合機を納入・設置するもの。なお新規の複合機の納入及び設置作業等をリース契約とする。
- 3 納入機器 カラー複合機1台
- 4 機種 仕様比較表に記載の要求仕様を満たす機種とする。
- 5 仕様 入札機器は、仕様比較表に掲げる機能以上の性能を有する機種とする。新品機ではないが、リサイクルパーツにより再生処理し、新品同様に検査を受け製造メーカーが保証した未使用機は不可とする。点検整備等オーバーホールのみを行った中古機も不可とする。
- 6 基準出力枚数 フルカラー 100枚/月、モノクロ 1,000枚/月
※いずれも過去実績に基づく見込枚数であり、保証されるものではない。
- 7 代金の支払 保守料は、月ごとの支払いとする。機器代については、本協会が指定するリース会社と落札者との間の契約内容に基づくものとする。
- 8 納期 令和3年3月31日（水）※原則、期日指定とするが、翌週以降となる場合は、別途協議する。
- 9 履行期間 契約日から令和8年3月31日 ※60か月契約予定（上記、8を考慮する場合がある。）
- 10 設置場所 鳥取市観光コンベンション協会（鳥取市末広温泉町160日交本通りビル1階）
- 11 現行機撤去 現行機撤去処分業務の費用等については落札者と別途協議する。
- 12 保守
 - (1) 保守対応時間は、土・日・祝日・振替休日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分までとする。
 - (2) 保守を行う者は原則、入札機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した、入札者企業に所属する専門の技術員とする。
 - (3) 入札機器の仕様頻度に応じ、故障が生じないように必要に応じて点検整備作業を行うこと。
 - (4) 午後4時までに修理点検依頼があった場合、連絡を受けてから原則、60分以内に作業を開始すること。
 - (5) 保守の実施に当たり知り得た業務上の秘密を他に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。
 - (6) 頻繁に故障し、正常な状態で使用できない入札機器に対しては速やかに代替機を設置すること。
 - (7) トナーカートリッジ（トナーボトル）等の消耗品は、不足が生じないように補充すること。なお、設置場所に保管した予備のトナーカートリッジ（トナーボトル）を職員が補充することに対応することも可とする。この場合、職員が簡便な作業に対応できるマニュアルを納付し、職員から求めがあったときは操作指導をすること。
 - (8) 使用済みのトナーカートリッジ（トナーボトル）を回収すること。
 - (9) 電話回線を利用して故障等を通知する装置を設置する場合、設置にあたっては事前に協議すること。